

「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）別紙「韓国向け輸出水産食品の取扱要綱」新旧対比表（主な変更部分のみ抜粋）

改正後	改正前
<p>別紙 KR-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成23年6月7日 （最終更新日）<u>令和2年5月11日</u></p> <p style="text-align: center;">大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 韓国向けに輸出する冷凍魚類頭部等の要件 韓国向けに輸出する冷凍魚類頭部等は、次の要件に適合すること。 （1）～（4）（略） （5）水産物製造業所衛生管理基準（別添2）に適合した<u>施設で製造されたものであること</u>。</p> <p>4. （略）</p> <p>5. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の施設認定手続等 （1）（略） （2）地方厚生局は、（1）の申請を受理したときは、4に掲げる要件を満たしていることを確認した後、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課（本要綱において「食品監視安全課」という。）に対して、別紙様式8により当該施設の認定の報告を行うとともに、別紙様式2により申請を受けた施設を管轄する都道府県、保健所を設置する市及び特別区（本要綱において「都道府県等」という。）衛生部局に情報提供を行う。 （3）～（5）（略）</p>	<p>別紙 KR-S1</p> <p style="text-align: right;">（作成日）平成23年6月7日 （最終更新日）<u>令和2年4月1日</u></p> <p style="text-align: center;">大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 韓国向けに輸出する冷凍魚類頭部等の要件 韓国向けに輸出する冷凍魚類頭部等は、次の要件に適合すること。 （1）～（4）（略） （5）水産物製造業所衛生管理基準（別添2）に適合していること。</p> <p>4. （略）</p> <p>5. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の施設認定手続等 （1）（略） （2）地方厚生局は、（1）の申請を受理したときは、4に掲げる要件を満たしていることを確認した後、厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課（本要綱において「食品監視安全課」という。）に対して、別紙様式5により当該施設の認定の報告を行うとともに、別紙様式2により申請を受けた施設を管轄する都道府県、保健所を設置する市及び特別区（本要綱において「都道府県等」という。）衛生部局に情報提供を行う。 （3）～（5）（略）</p>

<p>6. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の認定施設に関する認定事項の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定施設責任者は、4.に掲げる要件に適合しなくなった場合は、速やかに地方厚生局に取消しの申請を行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7. ～10. (略)</p>	<p>6. 韓国向け輸出冷凍魚類頭部等の認定施設に関する認定事項の変更</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 認定施設責任者は、4に掲げる要件に適合しなくなった場合は、速やかに地方厚生局に取消しの申請を行うこと。</p> <p>(3) (略)</p> <p>7. ～10. (略)</p>
<p>別添1</p> <p>○韓国政府が定める食品の基準及び規格</p> <p>(略)</p> <p>注1) 食用可能なすべての魚種（フグ類を除く。）から分離された頭部（カマを含む。）の可食部（<u>頭肉（HEAD MEAT）、目肉（EYE MEAT）、カマ（NECK MEAT）、あご肉（CHIN MEAT）、ほほ肉（CHEEK MEAT）</u>等）及びタラ（<i>Gadus morhua, Gadus ogac, Gadus macrocephalus</i>）、ニュージーランドヘイク（<i>Merluccius australis</i>）、マグロ類の頭部に胸ビレと腹ビレが付いている状態で切断された部位を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたものをいう。</p> <p>注2) ～注7) (略)</p> <p>別添2</p> <p style="text-align: center;">水産物製造業所衛生管理基準</p> <p>1. 加工用水（氷含む）及び用水配管管理</p> <p>1) ～2) (略)</p> <p>3) 水産物を加工・保存・運送するのに使う氷は製氷機を利用して飲用水から製造されたものでなければならない。</p> <p>4) ～7) (略)</p>	<p>別添1</p> <p>○韓国政府が定める食品の基準及び規格</p> <p>(略)</p> <p>注1) 食用可能なすべての魚種（フグ類を除く。）から分離された頭部（カマを含む。）の可食部（カマ、あご、ほほ等）及びタラ（<i>Gadus morhua, Gadus ogac, Gadus macrocephalus</i>）、ニュージーランドヘイク（<i>Merluccius australis</i>）、マグロ類の頭部に胸ビレと腹ビレが付いている状態で切断された部位を冷凍したものであって、食用に適するよう処理されたものをいう。</p> <p>注2) ～注7) (略)</p> <p>別添2</p> <p style="text-align: center;">水産物製造業所衛生管理基準</p> <p>1. 加工用水（氷含む）及び用水配管管理</p> <p>1) ～2) (略)</p> <p>3) 水産物を加工・保存・運送するのに使う氷は製氷機を利用して<u>工場</u>で飲用水から<u>直接製造するか、権限がある機関によって許可された施設</u>で製造されたものでなければならない。</p> <p>4) ～7) (略)</p>

2. ～ 6. (略)

別添 3～別添 4 (略)

別添 5

別紙様式 1

年 月 日

〇〇厚生局長 殿

申請者

住所

氏名

印

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

大韓民国向け輸出水産食品施設認定確認申請書

下記の施設について、大韓民国向け輸出水産食品を取り扱う施設として認定を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、認定後に認定施設の名称及び所在地を公表することを承諾します。

記

①～③ (略)

④認定施設責任者

⑤認定施設責任者連絡先

⑥～⑧ (略)

別紙様式 2

年 月 日

都道府県

保健所設置市 衛生主管部 (局) 御中

2. ～ 6. (略)

別添 3～別添 4 (略)

(新規)

別紙様式 1

年 月 日

〇〇厚生局長 殿

申請者

住所

氏名

印

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

大韓民国向け輸出水産食品施設認定確認申請書

下記の施設について、大韓民国向け輸出水産食品を取り扱う施設として認定を受けたく、下記のとおり関係書類を添えて申請します。なお、認定後に認定施設の名称及び所在地を公表することを承諾します。

記

①～③ (略)

④施設認定責任者

⑤施設認定責任者連絡先

⑥～⑧ (略)

別紙様式 2

年 月 日

都道府県

保健所設置市 衛生主管部 (局) 御中

特別区

〇〇厚生局健康福祉部食品衛生課

韓国向け輸出水産食品施設認定（変更又は取消し）に関する情報提供

「大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、貴部（局）が所管する施設の施設認定（変更又は取消し）確認申請を受理しましたので情報提供いたします。

なお、認定施設としての取り扱いは、農林水産省のホームページ上で施設認定リストを公表した時点からとなります。

下記施設の監視指導にあたり、特段のご配慮をお願いするとともに、施設の廃止や違反等があった場合には、速やかに当課あて連絡するようお願いします。

記

韓国向け輸出水産食品認定施設認定確認済み施設リスト

(略)

別紙様式3

年 月 日

〇〇厚生局長 殿

申請者
住所
氏名 印

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

韓国向け輸出水産食品取扱施設認定事項の変更（取消し）確認申請書

「大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、下記認定施設の認定事

特別区

〇〇厚生局健康福祉部食品衛生課

韓国向け輸出水産食品施設認定（変更又は取消し）に関する情報提供

「大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、貴部（局）が所管する施設の施設認定（変更又は取消し）確認申請を受理しましたので情報提供いたします。

なお、認定施設としての取り扱いは、農林水産省のホームページ上で施設認定リストを公表した時点からとなります。

下記施設の監視指導にあたり、特段のご配慮をお願いするとともに、施設の廃止や違反等があった場合には、速やかに当課あて連絡するようお願いします。

記

韓国向け輸出水産食品登録施設認定確認済み施設リスト

(略)

別紙様式3

年 月 日

〇〇厚生局長 殿

申請者
住所
氏名 印

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

韓国向け輸出水産食品取扱施設認定事項の変更（取消し）確認申請書

「大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき、下記登録施設の認定事

項の変更（取消し）について、関係書類を添えて申請します。

なお、認定後に認定施設の名称及び所在地を公表することを承諾します。

(略)

別紙様式4 (略)

別紙様式5

(削る。(別紙様式8へ移動))



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY(HEALTH) CERTIFICATE(위생증명서: 衛生証明書)

Serial No(발행번호: 発行番号): _____

I~II (略)

項の変更（取消し）について、関係書類を添えて申請します。

なお、認定後に認定施設の名称及び所在地を公表することを承諾します。

(略)

別紙様式4 (略)

別紙様式5

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課長 殿

〇〇厚生局長

韓国向け輸出水産食品施設の認定について

「大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があり、内容を審査したところ適当と認められたので報告します。

記

認定施設の名称	認定施設の所在地	施設認定責任者名	施設認定責任者連絡先
<u>(日本語)</u>	<u>(日本語)</u>	<u>(日本語)</u>	<u>(電話番号)</u>
<u>(英語)</u>	<u>(英語)</u>	<u>(ローマ字)</u>	<u>(Eメールアドレス)</u>
			<u>(FAX番号(任意))</u>

導入している食品衛生システム	取扱品目
<input type="checkbox"/> HACCP	<u>(日本語)</u>
<input type="checkbox"/> ISO22000	<u>(英語)</u>

Stamp (印章) : _____ SIGNATURE (署名) : _____

Food Sanitation Division
Department of Health and Welfare
Hokkaido Regional Bureau of Health and Welfare
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY(HEALTH) CERTIFICATE(위생증명서: 衛生証明書)

Serial No(발행번호: 発行番号) : _____

I~II (略)

Stamp (印章) : _____ SIGNATURE (署名) : _____

Food Sanitation Division
Department of Health and Welfare
Tohoku Regional Bureau of Health and Welfare
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY(HEALTH) CERTIFICATE(위생증명서: 衛生証明書)

Serial No(발행번호: 発行番号) : _____

I~II (略)

Stamp (印章) : _____ SIGNATURE (署名) : _____

Food Sanitation Division
Department of Health and Welfare
Kanto-Shinetsu Regional Bureau of Health and Welfare
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY(HEALTH) CERTIFICATE(위생증명서: 衛生証明書)

Serial No(발행번호: 発行番号) : _____

I~II (略)

Stamp (印章) : _____ SIGNATURE (署名) : _____

Food Sanitation Division
Department of Health and Welfare
Tokai-Hokuriku Regional Bureau of Health and Welfare
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY(HEALTH) CERTIFICATE(위생증명서: 衛生証明書)

Serial No(발행번호: 発行番号) : _____

I~II (略)

Stamp (印章) : _____ SIGNATURE (署名) : _____

Food Sanitation Division
Department of Health and Welfare
Kinki Regional Bureau of Health and Welfare
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY(HEALTH) CERTIFICATE(위생증명서: 衛生証明書)

Serial No(발행번호: 発行番号) : _____

I~II (略)

Stamp (印章) : _____ SIGNATURE (署名) : _____

Food Sanitation Division
Department of Health and Welfare
Chugoku-Shikoku Regional Bureau of Health and Welfare
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan



Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

SANITARY(HEALTH) CERTIFICATE(위생증명서: 衛生証明書)

Serial No(발행번호: 発行番号) : _____

I~II (略)

Stamp (印章) : _____ SIGNATURE (署名) : _____

Food Sanitation Division
Department of Health and Welfare
Kyushu Regional Bureau of Health and Welfare
Ministry of Health, Labour and Welfare, Japan

別紙様式 6

衛生証明書発行機関名

●年度証明書発行件数	
------------	--

衛生証明書発行一覧

証明書 発行番号	発行年月日	申請者	認定施設名	認定番号	担当官名

別紙様式 7

年 月 日

〇〇厚生局長 殿

別紙様式 6

衛生証明書発行機関名

●年度証明書発行件数	
------------	--

衛生証明書発行一覧

証明書 発行番号	発行年月日	申請者	登録施設名	登録番号	担当官名

別紙様式 7

年 月 日

〇〇厚生局長 殿

輸出者
住所
氏名 印
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食品輸出計画書

年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

記

1. (略)
2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	輸出品目	輸出数重量

別紙様式 8

年 月 日

厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課 御中

〇〇厚生局

韓国向け輸出水産食品施設の認定について

「大韓民国向け輸出水産食品の取扱要綱」に基づき申請があり、内容を審査したところ適当と認められたので報告します。

記

輸出者
住所
氏名 印
電話番号

(法人にあっては、その所在地、名称及び代表者の氏名)

食肉輸出計画書

年度の食品の輸出計画を下記のとおり提出します。

記

1. (略)
2. 輸出計画

輸出年月	輸出先国・地域	食肉の畜種	数重量

(新設 (別紙様式 5 から移動))

認定施設の名称	認定施設の所在地	認定施設責任者名	認定施設責任者連絡先	
<u>(日本語)</u>	<u>(日本語)</u>	<u>(日本語)</u>	<u>(電話番号)</u>	
<u>(英語)</u>	<u>(英語)</u>	<u>(ローマ字)</u>	<u>(Eメールアドレス)</u>	
			<u>(FAX番号(任意))</u>	
<u>導入している食品衛生システム</u>		<u>取扱品目</u>		
<input type="checkbox"/> HACCP		<u>(日本語)</u>		
<input type="checkbox"/> ISO22000		<u>(英語)</u>		